

東村村制施行100周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要綱

令和4年7月1日

告示 第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東村村制施行100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ロゴマーク」とは、別図のとおりとする。

(使用できる者)

第3条 何人もロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 東村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠として独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不適當であると東村長（以下「村長」という。）が認めるとき。

(使用承認申請等)

第4条 ロゴマークを使用する者は、「東村村制施行100周年記念ロゴマーク使用承認申請書」（第1号様式）に必要な書類を添付して村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 営利を目的とせず、個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 村内の教育機関等が教育目的で使用する場合
- (4) その他村長が適當と認めた場合

2 村長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

3 前項の承認は、「東村村制施行100周年記念ロゴマーク使用（変更）承認書」（第2号様式）をもって行う。

4 ロゴマークの使用承認期限は、承認日から令和6年3月31日とする。

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

（承認内容の変更）

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「東村村制施行100周年記念ロゴマーク使用変更申請書」（第3号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「東村村制施行100周年記念ロゴマーク使用（変更）承認書」（第2号様式）をもって行う。

（権利設定の禁止）

第7条 ロゴマークを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできない。

（違反等に対する取扱い）

第9条 ロゴマークを使用している者がこの要綱に違反したときは、村長は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等を行う。この場合において、ロゴマークを使用している者は、直ちに当該請求又は指示等に従わなければならない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、この要綱に違反したときは、村長は、その承認を取り消すものとする。この場合において、使用承認を取り消されたものに損害が生じても、村長は、その責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第10条 ロゴマークを使用する者が故意又は過失により村に損害を与えたときは、村長は、その賠償を請求することができる。

2 ロゴマークを使用する者がロゴマークを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、村長は、法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第9条、第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別図（第2条関係）

別図（第2条関係）

カラー版



白黒版



第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

東村村制施行100周年記念ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

東 村 長 宛

申請者 名 称
代表者名
住 所
電話番号
E-mail
担当者名

下記のとおり、使用したいので申請します。

記

- 1 使用目的及び使用方法
- 2 使用期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
※期間は、最長でも令和6年3月31日までとする。
- 3 使用数量
- 4 有償・無償の別 有償（売価 円） ・ 無償
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

第2号様式（第4条、第6条関係）

第2号様式（第4条、第6条関係）

東村村制施行100周年記念ロゴマーク使用（変更）承認書

年月日

様

東村長

年月日付で申請のありました東村村制施行100周年記念ロゴマークの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認

（条件）東村村制施行100周年記念ロゴマークの使用に関する取扱要綱を遵守すること。

2 不承認（理由）

第3号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

東村村制施行100周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日

東 村 長 宛

申請者 名 称

代表者名

住 所

電話番号

E-mail

担当者名

下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）